

香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 5月29日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

### 香川県公安委員会規則第18号

香川県暴力団排除推進条例施行規則の一部を改正する規則

香川県暴力団排除推進条例施行規則（平成23年香川県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設） 第5条 条例第18条第1項第11号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 （1）～（4） 略</p>	<p>（暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設） 第5条 条例第18条第1項第10号の公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。 （1）～（4） 略</p>

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。